

# エンドユーザーライセンス契約

非商用または学術用 版

専有コード（フリー/オープンソースではありません）

## 目次

定義	2
1 - ライセンスの対象範囲	2
1.1 - 本ライセンスに基づき供与される権利	2
1.2 - 自動更新	3
1.3 - ライセンス料	4
1.4 - 納品およびライセンスの有効性	4
1.5 - インストール	4
2 - ハードウェア	4
2.1 - 異なるハードウェアへの移転禁止の原則	4
2.2 - システム（ハードウェアおよびソフトウェア）の構成の変更に関する交渉済みの例外	5
2.3 - 承認済みの移転に付随するライセンシーの義務	5
3 - 相互運用	5
3.1 - 相互運用：欧州連合内での使用	5
3.2 - 相互運用：欧州連合以外での使用	6
4 - 知的財産権	6
4.1 - 保証	6
4.2 - ライセンシーによる侵害	7
4.3 - 通知（権利の帰属その他）	7
4.4 - セキュリティと監査	7
5 - データの秘密保持	8
6 - ライセンシーによる輸出（ライセンサーにより書面で許可された場合）	8
7 - 保証と賠償責任	9
8 - 正当な理由による契約解除	9
9 - 雑則	9
9.1 - ケーススタディと顧客のフィードバック	9
9.2 - 権利放棄の否定	10
9.3 - 可分性	10
9.4 - 契約文書	10

9.5 - 優先順位 .....	10
10 - 裁判管轄 .....	10

付属資料：個別条件書（任意）およびサービスレベル合意書

# エンドユーザーライセンス契約

## 一般条件書（GTC）

### 定義

本契約に定義のない用語はすべて、サービスレベル合意書（SLA）にて定義しています。

「ドキュメンテーション」とは、パッケージに同梱されている場合には、関連のガイドおよびユーザーマニュアルなどの技術的な文書をいいます。ドキュメンテーションは印刷されている場合もあれば、電子形態の場合もあります。

「ライセンサー」とは、ライセンス対象の本ソフトウェア製品の知的財産権を所有するか、または本ソフトウェア製品の所有者により本ソフトウェアの商品化およびその技術サポートの提供を承認されている、「ESI Group」と呼ばれるソフトウェアパブリッシャーをいいます。

「ライセンシー」とは、現行のエンドユーザーライセンス契約（EULA）の条件に基づき、1 つまたは複数の本ソフトウェア製品のライセンスを取得するためにライセンサーの現地代表に注文書を提出した法人をいいます。

「ライセンス」は、現行のEULA（一般条件書および該当する場合には個別条件書の両方）および関連するSLAから構成されます。このように定義されるため、ライセンシーのGTCは明確に拒否され、ライセンサーの書面による承諾がない限り適用されません。

「ライセンサーの現地代表」とは、ライセンサーがライセンスを直接供与しない場合に、本ソフトウェア製品のライセンスを供与し、要求に応じて、第1レベルのサポートとトレーニングを提供することを契約により承認されている販売人、代理人、またはライセンサーの関連会社をいいます。直接ライセンスの場合、この用語は「ライセンサー」を意味すると解釈されます。

「本ソフトウェア製品」とは、ライセンサーによりライセンスが供与されたコンピュータープログラムまたはデータベース（ヒューマンモデルなど）の実行可能なすべてのコードの全部、一部または複数の部分、およびドキュメンテーションまたは関連のガイドおよびマニュアルのすべて（以下総称して「ドキュメンテーション」）をいいます。

「第三者製品」とは、ライセンサーが発行したのではないコンピュータープログラムまたはデータベースをいいます。

「使用」または「利用」とは、本ソフトウェア製品に関連して使用した場合、プログラムに含まれる命令の実行を目的として本ソフトウェア製品の全部もしくは一部をコンピューターもしくはサーバーにロードもしくは保存する行為、本ソフトウェア製品を実行する行為、本ソフトウェア製品に含まれるデータを処理する行為、または前述の命令の実行により本ソフトウェア製品の一部でも表示する行為をいいます。「使用」または「利用」という用語が、ドキュメンテーションに関連して使用されている場合には、その基本的かつ一般的な意味で解釈されます。

## 1 - ライセンスの対象範囲

### 1.1 - 本ライセンスに基づき供与される権利

ライセンサーは本契約によりライセンシーに対し、本ソフトウェア製品を使用するための非排他的権利を供与します。これは、コンピューターが読み取ることのできる実行コードによってのみ提供されます。

ライセンシーは、本ソフトウェア製品の承認された使用により得られた自身のデータにより取得した結果を自由に使用することができます。

上記の権利は、本契約に定める条件による制約を受けるものとします。

- ライセンシーは、本ソフトウェア製品の使用を、自身のニーズ、自社の人員による使用、ライセンシーが教育機関である場合には学生による使用に限定します。第三者のために実行されるコンピューティングサービス（商用ライセンスの供与を暗示する使用など）は、「自身のニーズ」に**該当しません**。また、ライセンサーの競合またはそのような競合への本ソフトウェア製品のデモンストレーションは「自身のニーズ」から明示的に除くものとします。

現行のライセンスの下では、ライセンシーに以下の権利が認められていません。

- 有償、無償を問わず、本ソフトウェア製品をサブライセンスまたは再配布する権利
- 本ソフトウェア製品で意図されている用途にそぐわない目的のために、本ソフトウェア製品のデータベースから（手段を問わず）データを抽出する権利
- エラーを修正する権利（この権利は、ライセンサーが明示的に留保しています）

ライセンサーの事前の書面による承認を得ることなくベンチマークの結果を第三者（該当する場合には、ライセンシーのグループ外の第三者）に公表または伝達することは認められていません。これは、そのような公表または伝達において、本ソフトウェア製品と他のコンピュータープログラムとを比較した情報が含まれる場合にはいつでも適用されます。

ライセンシーは、添付のSLAの条件に基づきメンテナンスサービスを受けることができますが、

上記の付属資料に記載されるメンテナンスサービスの期間は以下のとおりです。

- 一括払いライセンス（PUL）の場合には1年間。ただし、メンテナンス手数料の定期的な支払いにより更新できるものとします。
- 毎年更新可能なライセンスの場合、そのライセンスの有効期間。

### 1.2 - 自動更新

一括払いライセンスのメンテナンス契約および毎年更新可能なライセンス（最初の固定期間が1年以上）の期間について、PULのメンテナンス料または更新可能なライセンスのライセンス料の支払い義務は、それぞれ、ライセンシーが期間終了の90日前までに更新を拒否しない限り、自動的に更新されます。ライセンシーが更新を拒否した場合には、PULは将来についてのメンテナンスとサポートのないライセンスに変換され、更新可能なライセンスは解約となります。

ライセンサーのゼネラルマネージャー級の人員の直接の同意がある場合を除き、本セクションからの逸脱は認められません。ライセンサーの現地代表は、そのような変更に関してライセンサーの代理となる権利を有していません。

更新は、既に供与されたライセンスおよび別のEULAへの署名を要する追加製品（またはトークン）に影響を及ぼします。

### 1.3- ライセンス料

現行のライセンスは、関連する使用料の全額支払いを条件に供与されています。一時的なライセンスキーが伝えられたにもかかわらず、合意された条件に従って料金の全額が送金されなかった場合、本ソフトウェア製品の使用は、ライセンシーによる免責なしに終了となります。

### 1.4- 納品およびライセンスの有効性

本ソフトウェア製品の納品は、ライセンシーが提示した構成で本ソフトウェア製品を使用できるようにするためのライセンスキーが電子的に発行および送付された時点で、完了したものとみなされます。

ライセンスは、ライセンシーの最初のパスワードが電子的に送信された日付をもって有効になったものとみなされます。上記の日付は、ライセンスの年次更新の計算に使用されます。

強行的効力を帯びた規制によりライセンシーの国に対して本ソフトウェア製品を輸出する権利が制限されている場合には、上記ルールの例外として、ライセンサーは、更新可能なライセンスを更新せず、または一括払いライセンスのメンテナンス（サービスレベル契約）を解約する権利を有します。

### 1.5- インストール

本ソフトウェア製品のインストールは、ライセンシーのみの責任であり、ライセンサーが提供するインストールガイドラインに従って実行するものとします。

インストールに失敗した場合、ライセンシーはライセンサーの現地代表に直ちに報告しなければなりません。ライセンサーの現地代表およびライセンシーは、迅速かつ効率的に是正策を特定するべく、誠実に協議および行動するものとします。合理的な期間内に是正策を特定できなかった場合、ライセンサーは、ライセンシーと誠実に協議したうえで、両当事者が受け入れられる解決策を決定するものとします。

## 2- ハードウェア

### 2.1- 異なるハードウェアへの移転禁止の原則

ライセンシーは、本ソフトウェア製品を任意のハードウェアにインストールすることができるほか、その場所の変更も可能です。これに対して、使用を可能にするファイルまたはシステム（ハードウェアに実装したドングル、またはローカルのコンピューターもしくはサーバーに保存したライセンスファイル）の場所に関しては、そのようなライセンスファイルまたはドングルを別のハードウェアに移転する行為は、ハードウェアの陳腐化または故障により移転が必要になった場合に限り、ハードウェアおよびソフトウェアの構成が移転前と同一であることを条件に、（PULのメンテナンス料の支払いまたは年次ライセンスの更新により）サポートおよびメンテナンスを受ける資格のあるライセンシーのみを対象として許可されます。

ライセンシーは、そのような故障または陳腐化の証拠を提出するものとし、ライセンサーは、上記移転について、ライセンサーの価格表に設定されている合理的な手数料を徴収することができます。

## 2.2 - システム（ハードウェアおよびソフトウェア）の構成の変更に関する交渉済みの例外

ライセンシーは、本ソフトウェア製品の使用に必要な最低限の構成について情報を得ていることに同意します。ライセンサーは、その他の構成における本ソフトウェア製品の適合性についていかなる主張および保証も行っておりません。

ライセンシーがハードウェアまたはソフトウェアの構成の変更、および予定されている新しいハードウェアまたはソフトウェアと相互運用できる本ソフトウェア製品の最新バージョンの入手を希望した場合、そのような可能性は、以下の手順に従い、サポートおよびメンテナンスを受ける資格を有するライセンシーのみに提供されるものとします。

1. ライセンシーはライセンサーに、ハードウェアまたはソフトウェアの構成に予定している変更について、その説明を添えた要請を送ります。それによりライセンサーは、あるバージョンの本ソフトウェア製品が新たに予定されているハードウェアおよびソフトウェアの構成と互換性があるか否かを確認することができます。
2. ライセンサーは、上記ハードウェアまたはソフトウェア上での本ソフトウェア製品の互換性と完全なパフォーマンスについて検証します。
3. 提案されている新しいハードウェアを対象とした互換性およびパフォーマンスに関するテストをライセンサーが一度も実施しなかった場合において、
  - a. ライセンシーが既に新しいハードウェアを購入していたときは、ライセンシーは自身の危険負担で自ら互換性およびパフォーマンスのテストを実施するものとします。ただし、(1) ライセンサーはそのようなテストの実施のために、ライセンシーに無料の一時的ライセンスを供与し、かつ、(2) ライセンシーは、そのテストの結果をすべてライセンサーに報告することを絶対条件とします。
  - b. ライセンシーがまだ新しいハードウェアを購入していなかったときは、両当事者は相互に協議のうえ、ライセンシーのニーズに適した同等のハードウェア構成を見つけるべく最大限努力するものとします。

## 2.3 - 承認済みの移転に付随するライセンシーの義務

上記2.1または2.2に定めるハードウェアの交換の場合、ライセンシーは、廃棄が予定されているか、今後本ソフトウェア製品と共に使用することがないハードウェアまたはその他のコンピューターデバイスにインストールされている本ソフトウェア製品を削除または破棄することを保証する必要があります。上記の本ソフトウェア製品は、上記ハードウェアから確実に削除するか、当該ハードウェアと共に破棄しなければなりません。

（上記の定めに従い、またはライセンサーから書面により例外的に変更の承認を得たうえで）ハードウェアの変更が行われた場合、ライセンシーは、ライセンサーの現地代表に連絡し、現地担当者はライセンシーに書式を送付し、ライセンシーはそれに記入して返送するものとします。これを行わなかった場合には、移転は承認されません。

## 3 - 相互運用

### 3.1 - 相互運用：欧州連合内での使用

ライセンシーが本ソフトウェア製品を 欧州連合内で使用する場合、以下の条件が適用されます。

ライセンシーが本ソフトウェア製品と第三者製品との相互運用を希望する場合、ライセンシーはまず、ライセンサーまたはライセンサーの現地代表にその意思を知らせます。

ライセンサーは、必要なインターフェイス情報を伝達するか、相互運用の実現を目的とした開発業務の提案をすることができます。後者には、本ソフトウェア製品の改善や、仲介プログラムの作成が含まれます。

ライセンシーがライセンサーの提案を拒否した場合、ライセンサーは、それ以上の理由を要求せずに、ライセンサーが作成し、あらゆるやり取りに先立って署名した秘密保持契約の厳格な条件に基づき、望まれる相互運用の実現のみを目的として、必要なインターフェイス情報をライセンシーに提供します。

後者の場合において、ライセンサーが、問題の第三者製品との相互運用を実現するために本ソフトウェア製品に事後の変更を行ったときには、ライセンサーはライセンシーに対し、この新しいバージョンを提供します。ライセンシーは、メンテナンスの円滑な実施のため、このバージョンの使用を義務付けられます。

新しいバージョンに関連して発生する料金はすべて、変更の起源によって異なります。

- ライセンシーが要請したものである場合には、ライセンシーは、実行された具体的な開発および付随するメンテナンスに関する手数料を支払うものとします。
- ライセンサーの開発ロードマップによるものの場合には、ライセンシーは、新リリースを入手するためのライセンス更新料のみを支払うものとします。

### 3.2 - 相互運用：欧州連合以外での使用

ライセンシーが本ソフトウェア製品と第三者製品との相互運用を希望する場合、ライセンシーはまず、ライセンサーにその意思を知らせます。その後、ライセンサーは、相互運用を実現するために、本ソフトウェア製品に必要な変更または追加をするための開発業務の提案を行います。そのような提案の作成には、そのプロジェクトの対象範囲に応じて一定の手数料が発生します。ただし、事前にライセンシーに概算費用を通知することが条件となります。

## 4 - 知的財産権

### 4.1 - 保証

ライセンサーは、本ソフトウェア製品のあらゆる知的財産権の所有者であること、または権利者により本ソフトウェア製品の商品化を承認されていること、およびいかなる第三者の知的財産権も侵害していないことをここに宣言します。

ライセンシーは、本ソフトウェア製品の使用に基づき権利侵害の訴えを提起された場合には、直ちにライセンサーにその旨を通知します。ライセンサーは、自身のために、自らの費用負担で、当該紛争の防御および和解を引き受けます。ライセンシーは、ライセンサーが両当事者の利益を保護することを条件に、ライセンサーの費用負担で、ライセンサーに全面的に協力する義務を負います。

ライセンサーは、侵害の発生がライセンシーによる本ソフトウェアの変更、またはライセンサーが指定していないプログラムもしくは機器との組み合わせ、運用もしくは使用の結果である場合には、当該侵害に関する請求につきいかなる義務も負いません。

前述の免責義務は、免責が求められる請求、要求または訴訟についてライセンシーがライセンサーに書面で速やかに通知し、その後、防御または和解、または和解の提案において、ライセンサーの費用負担で、ライセンシーが全面的に協力することを条件とします。

上記の例外を除き、ライセンサーはいかなる性質の特別損害、付随的損害、および結果的損害についても賠償責任を負わないものとします。ただし、ライセンシーが第三者によって本ソフトウェア製品の使用の中止を強いられた場合には、ライセンサーは、この点に関する直接的な損害を引き受けるものとします。

#### 4.2- ライセンシーによる侵害

ライセンシーは、権利の侵害を行った場合には訴訟を起こされる可能性があります。

ライセンシーは、いかなる用途のためであれ、別途書面によりライセンサーの同意を得ることなく、ドキュメンテーションを含む本ソフトウェア製品の全部または一部を、複製、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは伝達することを固く禁じられています。本ソフトウェア製品のドキュメンテーションが電子的形態で提供されている場合、本契約によりコピーを一部印刷することが認められています。

ライセンシーが第三者による侵害行為を認識した場合には、遅滞なくライセンサーに報告するものとします。ライセンサーはその後、自己が取るべき対応を決定します。

#### 4.3- 通知（権利の帰属その他）

ライセンシーは、本ソフトウェア製品またはそのコピーに存在する著作権、特許権、商標権、所有権その他の法的事項に関する通知を変更または削除してはなりません。ライセンシーは、ライセンス対象の製品について本契約に基づき作成されるコピーのすべてに、そのような通知を複製するものとします。

#### 4.4- セキュリティと監査

ライセンサーは以下の権利を留保します。

- 本ソフトウェア製品にセキュリティメカニズムを埋め込み、このライセンスの遵守を検証するために使用状況に関する情報をモニター、保存、および送信する権利。なお、このセキュリティメカニズムが備える性質は以下のとおりとします。
  - o 違反（違法コピーの使用）があった場合のみ反応する。
  - o ライセンシーが本ソフトウェア製品の使用を通じて作成した専有データにはアクセスできない（作成または修正された専有データと作成または修正の結果のいずれにもアクセスが不可能）。
- 本ソフトウェア製品へのアクセスを管理するためのハードウェアロックデバイス、ライセンス管理ソフトウェア、またはライセンス承認キーを使用する権利。

ライセンシーがこのようなセキュリティ対策の目的を回避、迂回、無効化するための措置を講じることが認められません。必要とされるロックデバイスなしに、またはライセンサーから提供される承認キーなしに本ソフトウェア製品を使用することは禁じられています。

ライセンサーは、現行のライセンスのすべての条件が尊重されていることを検証するために、営業時間中にライセンシーを監査し、または自らの代理に監査させる権利を有しています。ライセンサーは、上記の監査の少なくとも3営業日前に通知するものとします。

## 5- データの秘密保持

ライセンシーは本契約により、ライセンサーの現地代表またはライセンサーが、上記1.1およびSLAにおいてライセンシーに付与されている権利に従い付属のSLAに記載されているサービスを受けるためにライセンサーの現地代表またはライセンサーに連絡するライセンシーの従業員の連絡先の詳細情報および最低限の個人情報を処理することを認め、これに同意します。

処理される個人情報はSLAに基づき購入されるサービスを提供するために最低限必要なもので、主として、氏名、役職、電子メールアドレス、電話番号などです。

ライセンシーの従業員の個人情報を処理する目的は以下のとおりです。

- 現行のライセンスに従ったサービスの提供（SLAにおけるライセンスキーまたはサービスの提案、提供など）。
- ライセンサーまたはその関連会社によるダイレクトマーケティング。

以下のためにライセンシーへの連絡が必要となるため、この情報の提供は必須です。

- (a) ライセンス（ライセンスキーを含む）およびSLAに基づき購入されるサービスの提供。
- (b) ライセンシーが提供した主要ユーザー、およびライセンサーの現地代表またはライセンサーに連絡する者のリストの検証。

この情報が提供されない場合、（必要な情報が提供されるまでの間）サービスまたはライセンスそのものの提供が遅延し、または提供が不可能となる場合があります。

ライセンサーのグループ（ライセンサーおよび関連会社）の従業員は、上記個人情報の受領者となります。

ライセンシーは、そのデータが、海外のライセンサーの第三者下請会社に転送される場合があることに同意します。

ライセンシーはさらに、ライセンサーまたはライセンサーの現地代表が、ライセンシーの利益のために契約を履行することを目的として、ライセンシーの指示に従って個人情報を処理することに同意します。

(a) この処理についてデータ主体の同意を得ること、および (b) データ主体に、自身の個人情報（のアクセス、訂正、削除など）に関する権利について伝えることは、ライセンシーのみの責任となります。さらに、ライセンシーは、自己の従業員からのそのような要請の処理およびライセンサーに当該要請について適時に伝えることについて、単独で責任を負います。ライセンサーはそのような要請に対して回答します。

ライセンシーは、データ保護に関する法律および規制の要件を遵守することに同意し、さらに、個人情報の正確性、質および合法性、ならびにライセンシーが上記個人情報を取得した方法について単独で責任を負うことを認識し、これに同意します。

## 6- ライセンシーによる輸出（ライセンサーにより書面で許可された場合）

コンプライアンス規制の尊重は、ライセンシーの単独の責任となります。ライセンシーは、本契約により、本ソフトウェア製品の使用に適用され、または本ソフトウェア製品の使用を制限するすべての規制（特に、輸出規制などの分野）を遵守して本ソフトウェア製品を使用することに同意します。本ソフトウェア製品を輸出するとのライセンシーの意図は、ライセンスの注文時にライセンサーまたはライセンサーの現地代表に書面で申告する必要があります。

ライセンサーまたはライセンサーの現地代表は、ライセンシーの輸出に関する権利、またはその権利の欠如に関して、いかなる表明または保証も行わず、そのような輸出に関する一切の賠償責



任を明示的に否認し、輸出に関してライセンシーが希望するいかなる事項についても支援を提供しないことを明言します。

## 7 - 保証と賠償責任

ライセンサーは、本ソフトウェア製品が、ライセンサーが発行したドキュメンテーションに記載されている仕様に適合していること、および、ドキュメンテーションに定める必要なハードウェア構成に対応するよう設定されたプラットフォームにおいて、本ソフトウェアが上記仕様に従って良好に動作することを保証します。

ライセンサーは、以下のことを保証しません。

- (a) 本ソフトウェア製品の機能がライセンシーの要件を満たすこと
- (b) 上記機能により、ライセンシー自身が設定した目的の達成が可能になること
- (c) 上記機能が、ライセンシーの選択した組み合わせにおいて機能すること
- (d) 本ソフトウェア製品の動作にエラーがなく、中断が発生しないこと

ライセンシーは以下の事項に関して単独で責任を負います。

- (a) 本ソフトウェア製品のインストール
- (b) 該当する本ソフトウェア製品のそれぞれを適切にテスト、運用および使用するための十分な処置を講じること
- (c) ライセンシーの意図する結果を実現させるための本ソフトウェア製品の選択および当該選択の結果すべて
- (d) 他のコンピュータープログラム、データベースもしくはプログラミング機器、または本ソフトウェア製品に関連して使用されるサービスの選択、使用、および結果

ライセンサーの保証または責任は、ライセンシーが本ソフトウェア製品を不適切な構成で使用した場合、またはライセンシーもしくは第三者がライセンサーにより明示的に承認されていない変更を加えた場合には、直ちに終了します。

## 8 - 正当な理由による契約解除

ライセンシーによる本ソフトウェア製品の使用が、現行の契約条件に適合しない場合には、ライセンサーは、受領確認付きの書留郵便による正式な通知により、上記契約を直ちに解除する権利を有します。

上記解除通知書簡の受領により、ライセンシーには、本ソフトウェア製品をコンピューターまたはデバイスから削除し、ドキュメンテーションのコピーを遅滞なくすべて返却または破棄する義務が生じます。

ライセンシーは、その後遅滞なくライセンサーに対し、この義務が果たされたことを確認する書面を送付するものとします。

## 9 - 雑則

### 9.1 - ケーススタディと顧客のフィードバック

ライセンサーは、別段の定めがない限り、ライセンサー、ライセンサーの現地代表およびライセンシーの間の既存の守秘義務を侵害しないことを条件に、ライセンス対象の本ソフトウェア製品のライセンシーによる使用事例を、商目的または情報提供目的で紹介する権利を有します。

ライセンサーは、ライセンシーがライセンサーに伝えた本ソフトウェア製品に関するフィードバックを、いかなる制約も課せられることなく（つまり、方法、時期、手段、形式、場所を問わず、

ロイヤルティを支払うことなく) 自由に使用することができます。フィードバックは、伝達の手段はもとより、ライセンサーから直接伝えられたものであるか、ライセンサーの現地代表を通じて伝えられたものであるかに関係なく使用できるものとします。

フィードバックとは、本ソフトウェア製品に関するライセンサーのテスト結果、または改良の提案など、ライセンサーから伝達されたアイデア、提案、ガイダンスその他の情報をいいます。

### 9.2 - 権利放棄の否定

ライセンサーまたはライセンサーの現地代表のいかなる態度または行為（例：遅延、不作為、懈怠）も、ライセンサーが法律もしくはこのライセンスにより付与された権利の全部もしくは一部を放棄し、またはライセンサーによる違法行為もしくは現行の契約の違反の継続を承認もしくは容認したものと解釈してはなりません。

### 9.3 - 可分性

現行の契約の1つまたは複数の条項が無効とみなされた場合でも、他のすべての条項は、依然として有効とします。ただし、法律の定めにより、ある条項が無効になると他のすべての条項も無効となるとされている場合を除きます。

また、ある条項が無効となった場合には、両当事者は、無効となった元の条項を、その意図を可能な限り尊重しながら、適用される規制を遵守する条項で置き換えるために合理的な範囲で最大限努力するものとします。

### 9.4 - 契約文書

本ソフトウェア製品のライセンスにはすべて、一般条件書、個別条件書（存在する場合）および本契約の下で現行のライセンスの一部に併合されるサービスレベル合意書の条件を含む、現行のEULAが適用されます。ライセンサーは、現行の条件をいつでも変更または修正することができるものとします。

エンドユーザーライセンスは、現行の一般条件に従ってのみ供与されます。ライセンサーの一般購入条件は明示的に拒否されています。ライセンサーは、他のいかなる契約または一般条件によっても拘束されず、また、正当な権限を与えられたライセンサーの代表者が正式な署名を付した契約書による書面の合意がない限り、現行ライセンスに対するすべての修正および変更を拒否します。

### 9.5 - 優先順位

各契約文書の優先順位は以下のとおりです。

1. 現行EULAの個別条件書
2. 現行EULAの一般条件書
3. 注文を受けたサービスのSLAに記載されているサービスレベルに応じた条件
4. ライセンサーに提供されたオファー
5. ライセンサーの注文

## 10 - 裁判管轄

裁判地は、本ソフトウェア製品が使用される地区の裁判所とします。ライセンサーの現地の法律（本ソフトウェア製品が使用される場所の法律）が、現行の契約の解釈およびその効力を左右する準拠法となります。

以上の証として、本契約の両当事者は、それぞれの正当な権限を与えられた役員または代表者により、本契約を締結しました。

本条件書は、正副2通を作成するものとします。

ライセンシー：

ライセンサー：

ライセンサーの現地代表：

(ライセンサーが直接ライセンスを供与するのでない場合には、販売人に関する情報をここに記入してください)

署名：…

署名：…

肩書：…

肩書：…

日付：…

日付：…